

C

退職者→一括徴収(未徴収税額を退職者より全額徴収)の場合  
 ※死亡退職の場合、一括徴収できませんのでご注意ください。

記載例②

注意  
 1. 車のボールペン又はペンで記載してください。  
 2. 新また転職先で「再就職特給」再就職特給により支給される給与等により「人事」の異動後の職名を記載してください。  
 3. 給与と引き継ぎ前の「勤続年数」の欄は、異動前の勤続年数を記載してください。  
 4. 異動後の住所は、新勤続年数の欄に記載する場合は、新勤続年数の欄に記載してください。  
 5. 異動後の住所は、新勤続年数の欄に記載する場合は、新勤続年数の欄に記載してください。  
 6. 異動後の住所は、新勤続年数の欄に記載する場合は、新勤続年数の欄に記載してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城町長 殿		所在地	〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地										特別徴収義務者 指定番号	99999				
令和6年11月4日提出		フリガナ	マルマルショウジ (カ)										宛名番号	123456-7				
		氏名又は名称	〇〇商事株式会社										担連 当絡 者先	所属 氏名	経理課 小堤 次郎			
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	電話	029-292-1111 内線 ( 999 )	
		フリガナ	イバラキ ハナコ										特別徴収義務者 指定番号					
		氏名	茨城 花子 旧姓(千葉)										異動 年月日		異動の事由			
		生年月日	昭・平 33年 3月 3日										特別徴収税額 (年税額)		異動後の未徴収 税額の徴収方法			
		個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	特別徴収税額 (年税額)		特別徴収継続	
		受給者番号											徴収済額		一括徴収			
		1月1日 現在の住所	茨城町大字駒場450番地										未徴収税額 (ア) - (イ)		普通徴収 (本人納付)			
		異動後の 住所											6 月から 11 月から		2			
													10 月まで 5 月まで		1. 特別徴収継続			
													72,000 円 30,000 円 42,000 円		2. 一括徴収			
													6 年 1 月		3. 普通徴収 (本人納付)			
													10 月					
													31 日					

指定番号は市町村ごと  
で異なります。

特別徴収税額通知書の  
「摘要」に記載の数字を  
必ず記入してください。

記載内容について応答  
できる方の連絡先を記  
入してください。

1月以降の退職の場合  
は、原則一括徴収とな  
ります。

◎転勤(転職)等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。(新勤務先で記入してください。)

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 円を	新しい勤務先へは、月割額 円を
月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
受給者番号	受給者番号
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要

10月末で退職した給与と所得者の徴収方法を11月で一括徴収して納入する場合  
 (ア)特別徴収税額(年税額) 72,000円(6月から翌年5月分)  
 (イ)徴収済額 30,000円(6月から10月分)  
 (ウ)未徴収税額 42,000円(11月から翌年5月分)  
 一括徴収税額(納入額と同額)

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	11月 25日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	42,000 円	左記の一括徴収した税額は、	11 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため						

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
	2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 茨城町 総務部税務課 住民税グループ